独立行政法人都市再生機構 平成18年度業務実績評価調書

平成19年8月 国土交通省独立行政法人評価委員会

平成18年度業務実績評価調書:独立行政法人都市再生機構

業務運営評価(個別項目ごとの認定)

| | | 評定結果 | 評定理由 | 意見 |
|-------------------------------------|--|------|--|-----------------|
| 中期計画 | 平成18年度計画 | | | |
| I 業務運営の効率化に関する目標 を達成するためとるべき措置 | Ⅰ業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | |
| | 直しを行う。 (1)一般共通管理部門について、 さらなるスリム化を実施する。 | | | |
| に機動的に対応できる組織整備 | 対応するため、 ①総合力を活かし地方都市の都市 再生の積極的な支援のため、地 方都市に設置されている都市開 発事務所を活用すること等によ り、支援体制を強化する。 | 3 | 事業収束を踏まえた東田本の発生では、 東田本のの発生をでは、 を開業をでは、 を開業をでするののでは、 を関係のでは、 を関係をでするでは、 を関係をでするでは、 を関係をでするでは、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 続的に行い、組織運営の効率化を |
| (3)経営改善計画等を踏まえた業務の重点化・スリム化に対応した組織整備 | (3)経営改善計画に定めた経営改善に関する取組を踏まえ、経過措置業務の早期終了に向けた販売体制を強化するため、募集販 | | | |

| (1) 新規事業着手に当たっては、 事業リスクの抽出を行った上で 、適切なリスク分担を行うとと もに、事業期間等の変動リスク | | 4 | 事業リスクの管理については、平成 不年度に導入した事業地区、事業を 全ての新規事業着手地区、事業を 区について引き続き活用成し、 回事業執行管理調書を作成し、各種変別 のリスクの状況変化対するなど見 が況をモニタリングするなど、 りの軽減・分担を図っている。 | 過去の失敗した事例を総括し、改善点を明らかにした上で、将来の動向を見据え、リスク管理の具体的手法に的確に反映させることにより更に精度を高め、より一層定 |
|---|---|---|--|---|
| (2)事業実施に当たっては、先行用地取得の最小限化等事業リスクを軽減するための措置を可能 | 、事業見直しの基準とリスクの 発生が予想される時期等を明確 にし、その時期において必要に 応じ事業計画の見直しを行うこ とができる計画とする。 | | 個別事業毎の事業リスクの定期的・定量的な把握・管理がなされており、優れた実施状況にあると認められ、評価できる。 | により、改善された部分、結果等 についてもわかりやすい説明に努 |
| 、毎年、事業リスクの管理を行 うとともに、事業の各段階に応 | 年2回の採算見通し、定期的な 事業リスクのモニタリングを行 い管理する。デシジョンツリー | | | |

| 不採算事業については、徹底的 な見直しを行う。 事業実施に当たっても、あら かじめ事業見直しの基準とるの 確認を行う時期を明確に分に 事業見直しの可能性を 慮した進め方とする。 | 地譲渡等の大きな という という はいます できます できます できます できます できます できます できます でき | | | |
|--|---|---|---|--------------------------------|
| - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 施し、個別事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図る。 | 4 | 機構発足時に策定した独自の事業評価実施規程により事業評価を実施することがせて、機構事業の特性に対応した新たな評価手法を導入し、更なる事業の効率性の向上及び実施過程の透明性の確保に取り組んでおり、優れた実施状況にあると認められ、評価できる。 | とともに、実施状況を点検し、必要に応じて実施方法等を機動的に |
| 4 一般管理費・事業費の削減 ・一般管理費を 20%削減。 ・事業費を 25%削減。 | 4 一般管理費・事業費の削減 ・中期目標の達成に向け削減。 | 3 | 平成18年度においては、平成15年度と比較して、一般管理費は16.9%、事業費は21.0%削減しており、それぞれ計画実現に向けて着実に進捗していると認められ、評価できる。 | l |

| ・「コスト構造改革プログラム」を策定し、15 %の総合コスト縮減(H14→H19)。 ・プログラムにおいては、民間の住宅市場等におけるコスト緒のが決況把握を発達的な手法等の導入を図り、設計・仕様の見い、設計・仕様の見い、大きを継続的に行い、具体的な施策を着実に推進。 | ト構造改革プログラム」の施策を推進し、中期目標の達成の達成に向け、中期目標減。・同左・平成 17 年度までに取りまととのでは、事業便益の早期発現、の事業の事例を調査を関係のでは、第一年のではのは、第 | 3 | 平成16年度に策定した「都市機構コスト構造改革プログラム」の着実な14年度と比較しての総合により、平成14年度成しており、平成14年を達成しており、一次の総減率を達成しており、式対できる。 東に、「枠組み協定一括発注方建設をできる。 「枠組み協定を拡大力に大力の直接調達現や、ライクによりによりによりには、対しており、対しておりに取り組んでおり、可能減に積極的に取り組んでおり、できる。 | プログラムの最終年度であり、平成14年度と比較して15%の縮減率を達成するしとき続きのいるが、これに向けて引き続き努力されたい。 また、数字の達成だけでなる大きのようなが、大きでのようにののようである。 また、コスト縮減の先進的手法も参考にしながら、一層の努力を行 |
|--|---|---|--|--|
| 6 入札及び契約の適正化の推進 ・透明性の確保等をより一層推進 、電子入札システムを導入。 ・随意契約の適用を厳格に行い、 民間事業者の業務機会を拡大。 | 6 入札及び契約の適正化の推進 ・透明性の確保等をより一層推進 し、電子入札システム導入に必 要な詳細設計を完了させ、稼働 に向けた準備。 ・同左 | 3 | 総合評価方式の導入、指意契約の ・ 指意契約のの ・ は意契の、 ・ は意理制度の創設のの ・ は意理に内の ・ では、 ・ で | 来、間している。 等務住でいた、 でのる必いの後現な削た争発するである。 実質プリンなるをもに、 でののにないであるである性をもいである性をもいでをは、 ができまりである性をもいでである性でのである性でである。 は、ができないでであるであるであるであるである。 でのる必いの後現な削た争発すであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるである。 |

| | | | が、これについては、本来機構が行うべき業務を代行・補完することを目的として設立した法人等と随意契約をおこなっているためであるとのことだが、競争性を高める方策の導入について検討が必要。 | |
|---|--|---|--|------------------------------------|
| ①財務内容の公開 ・国民に機構の財務状況を報告できる環境を整備。 ・機関投資家への事業報告書をホームページに掲載。 ②評価及び監査に関する事項 ・政策評価の機構に関する部分等について情報提供。 | ・同左②評価及び監査に関する事項・同左③ホームページの充実 | 3 | ホームページについては、コンテンツの拡充により、利便性の向上及び情報発信力の強化を進め、アクセス数が平成17年度比47%増となっている。また、広報誌「UR press」や、テレビCM及び新聞広告等により、認知度向上を図っており、評価できる。 | ついてわかりやすく利用しやすい ものとなっているか、高い意識を |
| テム最適化実現方策」に基づき 、平成 19 年度末までのできる 限り早期に最適化計画を策定し 、公表。 ・最適化計画により、システムコ | ・「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」に基づき、主要な業務・システムについて、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化実現のため、外部の専門的知見を有する者による監査を経て、見直し方針を策定。 | 3 | 「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に沿った見直し方針を策定しており、評価できる。 | |
| II国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関す る目標を達成するためとるべき 措置 1 都市機能の高度化及び居住環境 の向上を通じた都市の再生 ・調査受託、職員派遣等を行い、 まちづくりの立ち上げを支援。 (1)都市再生拠点の重点的な整備 | その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき 措置 1 都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生 | | | |

- ①大都市における都市再生拠点の|①大都市における都市再生拠点の 整備
- イ民間の都市開発事業を支援する | イ民間の都市開発事業を支援する コーディネートの実施
- ・地方公共団体、民間事業者等と の協力及び適切な役割分担の下 、140件程度実施。
- □民間投資を誘発する基礎的条件□民間投資を誘発する基礎的条件 整備としての基盤整備・敷地整
- ・市街地再開発事業、土地区画整 理事業、土地有効利用事業、住 宅市街地総合整備事業等の各種 事業制度を活用し、面的整備を 行う。

(参考)

- · 260 地区程度実施、549ha 程度 の面的整備を完了、210ha 程度 の敷地を供給。
- ・特定事業参加者制度等を活用し 、民間事業者の参画を支援。
- 設整備
- ・17 地区程度において、本体事 業の進捗に合わせて完成。
- の整備
- のコーディネートの実施
- ・地方公共団体、民間事業者等と の協力及び適切な役割分担の下 、40件程度実施。
- □民間投資を誘発する基礎的条件□民間投資を誘発する基礎的条件 整備としての基盤整備・敷地整

(参考)

- 整備
- コーディネートの実施
- ・地方公共団体、民間事業者等と の協力及び適切な役割分担の下 、四谷駅前地区など 80 件程度 実施。
- 整備としての基盤整備・敷地整
- ・同左

(参考)

- ・140 地区実施、150ha 程度の面 的整備を完了、50ha 程度の敷 地を供給。
- ・同左
- ハ民間投資を誘発する関連公共施 ハ民間投資を誘発する関連公共施 設整備
 - ・西新井駅西口地区など 13 地区 実施。
- ②地方都市における都市再生拠点 ②地方都市における都市再生拠点 の整備
- イ地方都市再生の推進を図るため イ地方都市再生の推進を図るため のコーディネートの実施
 - ・地方公共団体、民間事業者等と の協力及び適切な役割分担の下 、うるま市安慶名地区など 38 件程度実施。
 - 整備としての基盤整備・敷地整

(参考)

都市再生にかかる業務に経営資源を重 大都市において、民間にできる 点化し、大都市圏におけるコーディネーことは民間にとの観点から、権利 トについては、80件の目標に対し、都 調整が難しいことや、事業リスク 市再生緊急整備地域内の地区を中心に8 の観点から民間のみでは実施困難 5件(うち、新規37件)実施したほか である場合に、市街地の整備改善 、市街地再開発事業、土地区画整理事業 等の事業を着実に実施し、機構本 等を積極的に実施しており、基盤整備等 来の目的である、民間投資を誘発 の業務について優れた実施状況にあると|する都市再生に引き続き努めるべ 認められ、評価できる。

また、関連公共施設整備事業について も、目標である13地区について着実に | 容が重要となると考えられ、機構 実施しており、評価できる。

きである。

また、数字の達成だけでなく内 が行っている都市再生に係る業務 がどのような効果を上げたかにつ いても検証を行い、結果の公表に 引き続き努めるべきである。

地方都市における都市再生業務につい て、機構職員の常駐派遣による市街地再|きることは民間にとの観点から、 開発コーディネートや認定中心市街地活|権利調整が難しいことや、事業リ 性化基本計画の策定支援等について優れ|スクの観点から民間のみでは実施 た実施状況にあり、評価できる。

地方都市においても、民間にで 困難である場合に、市街地の整備 改善等の事業を着実に実施し、機 構本来の目的である、民間投資を 誘発する都市再生に引き続き努め るべきである。さらに、地方都市

| 面整備を完了、1.3ha 程度の敷地を供給。 ・特定事業参加者制度等を活用し、民間事業者の参画を支援。 ハ民間投資を誘発する関連公共施設整備 | 了、0.4ha の敷地を供給。 | | | 再生のモデルとして話題となるような事例の実施に努めていただき たい。 |
|--|--|---|---|---------------------------------------|
| 支援するための取組 イ参加を開発事業のの活用 ・民間事業のの活用 ・民間事業のよりでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるでは、 ・大学をできるが、 ・大学をできななりをできななななななななななななななななななななななななななななななな | □民間事業者へのネットワーク形成等 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同類発共同事業者エントリー制度の実施 | 3 | 組合等施行市街地再開発事業に参加組市 高員等として参画する援いい心事を表現のでは、 おも、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので | 合致した参画推進を図ることにより、民間による都市再生拠点の整 |
| よる都市の防災性の向上 ①密集市街地の整備改善 ・地方公共団体との適切な連携の 下、防災街区整備事業等の事業 手法を活用し、密集市街地の整 備改善を進める。 ・コーディネート業務を行う。 | | 3 | 密集市街地において、地方公共団体からの委託に基づき、地元合意形成、建替 促進事業計画の策定等のコーディネート 業務を着実に実施している。 また、都市の防災性の向上を図るため | 施の効果について、今後とも一般にわかりやすく説明を行っていただきたい。 |

| 善と一体的に、防災環境軸整備を実施するとともに、防災公園の整備を実施し、順次地方公共団体に引き継ぐ。(参考)・防災環境軸整備を5地区程度実施、の数環境軸整備を13地区程度実施。第道府県耐震改修促進計画に機構による耐震診断及び耐震改修に関する事項が記載された所有者からの委託による耐震診断及び耐震改修の推進。 | (参考) ・防災環境軸整備を 2 地区実施、 | | 、密集市街地における防災環境軸整備や防災公園の整備を着実に実施しており、評価できる。 | |
|---|---|---|--|---|
| (3)都市再生に資する都市公園整備 ・50箇所程度実施。 | (3)都市再生に資する都市公園整備 ・刈谷市総合運動公園など 22 箇 所実施 | 3 | 前年度に引き続き、刈谷市総合運動公園など22箇所を実施(うち10箇所を 完了)しており、評価できる。 | |
| 住宅ストックの形成等 ・民間供給支援型賃貸住宅制度を活用。 ・民間事業者による供給が行われない場合に限り、市場補完として機構が建設。 (参考) | ・同左 | 3 | 都市再生機構が中心となって公団時代から設立していた都市再生パープートンツの議議会(賃貸住宅グループ)にの参等をでは、平成18年度に新たに30社ので、で、では、18年度に新たに30社のででは、では、10戸間では、では、10戸間では、10戸間では、10元のでは、10戸間では、10元の | 宅建設の見通しを勘案しつつ、良 質なファミリー向け賃貸住宅等の 供給支援に努めていくべきである |
| (5)被災市街地のための復興事業の推進 ・震災等の被災市街地の復興を着 実に進める。 | | | ※ 阪神・淡路大震災に関連する被災市 街地の事業受託が、平成16年度をもっ て終了したため、同年度で中期目標達成 とし、評価を行わない。 | |

| 宅等の安定的な確保等 | 2 良好な居住環境を備えた賃貸住 宅等の安定的な確保等 (1)民間事業者による良質な賃貸 住宅ストックの形成等(再掲) | | | |
|--|--|---|--|--|
| (2)既存賃貸住宅ストック等の再生と活用 ・売却可能なものは、居住者の居住の安定に配慮し、入居者の同意を得た上で、棟単位の売却に努める。 | (2)既存賃貸住宅ストック等の再生と活用 ・同左 ・昭和 30 年代から 40 年代前半にかけて借地上に建設された可強地住宅)は、他の賃貸住宅に扱分所有者等へのとして、区分所有者等についめた活用方策について、具体的な協議を実施。 | 2 | 全面借地方式市街地住宅の活用方策について、区分所有者等との具体的な協議を実施し、協議が整った4団地について居住者説明等の手続きを開始しており、概ね着実な実施状況にあると認められる。 | 需給エリアにおける将来人口・世帯数推計、需要予測等に基づき、 団地の立地、規模、空家率(将来 |
| ・ストック総合活用計画を策定。 ① 敷地の有効高度利用等のため地方公共団体等との連携によるまちづくりと一体となった建替事業の推進。建替えに当たっては、公営住宅等の整備への協力に | ・ストック総合活用計画に従い、 以下の取組を実施 ①同左 | | 建替時に生じる整備敷地について、地 | 急激な少子高齢化、将来の人口 |
| 度完了、建替えにより生じる整 備敷地 100ha 程度の供給。 | 、建替えににより生じる整備敷 地 23ha 程度の供給。 | | リニューアルによる改良や、高齢者向け優良賃貸住宅の供給によるバリアフリー化等を実施しており、機構賃貸住宅ストック全体のバリアフリー化率は平成1 | 化を見据え、個々の団地ごとに、 地勢や交通等の諸条件から同一の 需給エリアにおける将来人口・世 帯数推計、需要予測等に基づき、 団地の立地、規模、空家率(将来 の見通しを含む)等を総合的に考 |
| ②バリアフリー化等住宅性能の向上を図るため、リニューアルによる改良、高齢者優良賃貸住宅の供給。 | | 3 | 7年度末の35%から平成18年度末は37%に増加している。 更に、工事仕様の見直しやリバースオークションによる工事コストの低減、建替対象団地の補充停止中の住宅414戸 | 活用の方向性とそれを踏まえた整備方針を策定したうえで、将来のストック量の適正化に向け、居住 |

| ①居住水準の向上 ・民間供給支援型賃貸住宅制度を 活用し、良質なファミリー向け 賃貸住宅の供給を支援。 ・建替事業の実施。 ② I T 化の推進 ・賃貸住宅ストックについて、超高速・高速インターネット対応の利用環境の整備を推進、概ね 事業者と | | | | また、これまでの修繕履歴等の 賃貸住宅ストックに関するデータ を継続的・包括的に管理できるよ う、引き続き取り組むべきである。 |
|---|-----|---|--|---|
| ・民間供給支援型賃貸住宅制度に よって供給される民間賃貸住宅 についても、IT化が図られる よう条件整備。 ③省エネルギー対策の推進 ・建設する賃貸住宅について、平 成 11 年省エネルギー基準に対 応した措置を 100%実施。 | D推進 | 3 | 機構賃貸住宅において、より高速な住棟内LAN及びVDSL方式によるインターネット利用環境を約64%について整備し、更に、平成18年度中に建設る機構の賃貸住宅に対応した措置を10名と実施するなど、IT化や省エネルギー対策を着実に推進しており、評価できる。 | として、居住者の居住の安定を図りつつ、賃貸住宅全体の居住環境の向上の模範となるよう、積極的に I T化、省エネルギー対策等の推進に取り組むべきである。 |

| り組む。 客サービスの向上 客ニーズに対応した入居制度 導入及び付加価値の高いサー スの提供を検討 左 貸住宅管理の民間委託 | 3 | 鋼製窓建具アルミ化等、計画修繕項目を着実に実施しており、評価できる。 地方におけるのできるの開始や、募集におけるのの関係を進めてののでは、様々のの実施を進め、様々の実施をといるを進めて、できるのでは、できるのでは、できるのでは、対しており、には、対しており、には、対しており、には、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して | ては、機構本体の業務との関連性 ・一体性を考慮しつつ、居住者サ ービスの質を下げないことを前提 とした上で、引き続き可能な限り |
|--|---|--|--|
| 業務等 ニュータウン整備事業 左 | | ニュータウン用地の供給・処分については、目標の500haに対し、542haを供給・処分し、中期目標期間中に2,000ha以上の用地を供給・運成する目標に対し、1,774haを達成しており、優れた実施状況にあると認められ、評価できる。また、供給・処分計画を策定した11 | については、中期目標期間中の目標達成に向け速いペースで進捗している状況にあり、引き続き必要な事業計画の見直しを行うとともに弾力的に事業を実施することにより、ニュータウン業務の早期終 |

| | ・以下の具体的な方策により、500ha 以上のニュータウン用地を供給・処分 ①同左 ②同左 | 4 | 7地区について、計画と実績の乖離を分析し、さらに、事業の早期完了を図るための事業見直しや販売促進に努めまちに、その実現のために不可欠なまいに係る取組みを実施しており、一番を記しており、15.8%のコスト削減を達成しており評価できる。 | |
|---|--|---|--|---------------------------------|
| 5年間の利用者数と比較して | (2)特定公園施設の管理 ・平成 18 年度中の利用者を過去 5 年間の平均利用者数と比較し て 5%増加させ、経営の改善を 図る。 | | 平成18年度の利用者は、過去5年平均5%増の目標値に対して37%増を達成しており、優れた実施状況にあると認められ、評価できる。 | |
| ・計画の見直しに努めつつ供給、 建設工事未着工敷地の供給を行 い、やむを得ない事情のものを 除き業務を完了。 | | 3 | 住宅建設未着工用地(機構移行時44ha)について、平成18年度は、供給目標である14haの過半に対して11haを供給しており、業務完了に向けて着実な実施状況にあると認められ、評価できる。 | に向けて、住宅建設未着工用地の 供給に努めるべきである。 |

| (4)第三種鉄道事業・発足後速やかに民間事業者へ事業譲渡。 | | | ※鉄道事業については、平成16年度に 民間事業者に事業譲渡し、終了したため 、平成16年度で中期目標達成とし、評価を行わない。 | |
|---|--|---|---|-----------------|
| (1) 地域住民・地方公共団体、民間事業者等との緊急をでは、 間事業は民ケーション・地域住民ケーション・地域住民がでは、 ・地域は上でが地方がは、 ・地域では、 ・地域では、 ・地域では、 ・地域では、 ・地域では、 ・ででは、 ・ででは、 ・でででは、 ・ででいる。 ・ででいる。 ・でいる。 とっと。 と。 とっと。 とっと。 と。 | ①地域住民・地方公共団体等との方公司を ・地域を ・地域を ・地域を ・地域を ・地域を ・一のである ・一のである。 ・一のでは ・一のである。 ・一のでは ・のでは ・ので ・ので ・ので ・のでは ・のでは ・のでは ・のでは ・のでは ・のでは ・のでは ・のでは ・のでは | 3 | 各支社等において、地域住民、地方公共団体、民間事業者と高いで、地域住民、地方報交換会等を実施してのでは、一切では、一切では、では、一切では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 共団体との連携にも努めていくべ |
| (2)環境への配慮 | (2)環境への配慮 「環境情報の提供の促進等による 特定事業者等の環境に配慮した 事業活動の促進に関する法律」 に基づく環境報告書を作成する。 | | | |
| ①都市の自然環境の適切な保全等・賃貸住宅建替え等時の既存樹木の利活用。・建物の形状等を考慮の上、屋上 | | | 都市の自然環境の適切な保存のため、 31地区において既存樹木を利活用し(4,200本)、12地区で屋上緑化を | |

| ・国の「建設リサイクル推進計画 2002」の目標値(H17 まで) 達成を目指し、建設副産物の発 生を抑制し、リサイクルに努め る。 | 物の再資源化率等の目標値を達成したことを踏まえ、同計画のためではいて記載のあるでは、22 年度目標値を踏まえた。目標値を設定し、建設副産物の発生を抑制し、リサイクルに努める。・国の建設副産物等の再資源化率 | 4 | 実施するなど、積極的な取組が行われており、評価できる。 平成18年版環境報告書では、新た区の2のマテリアルフローを度までにして17年度ないででではして17年度などのでででは、当期ででででででででででででででででででででででででででででででででで | たい。 |
|--|--|---|---|-----|
| ・賃貸住宅建替え等において、建設混合廃棄物の削減を図る。 ③環境物品等の調達 ・「国等による環境物品等の調達 ・「国等に関する法律」に基づき特定調達品目等を調達。 ・特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。 | ③環境物品等の調達 ・同左 ・同左 | | 達)が平成17年度の96%から、平成18年度は100%に改善されており、評価できる。 | |
| (3)バリアフリー化の推進 ・建設する賃貸住宅について、バ リアフリー仕様とする。 | | | | |
| ・既存賃貸住宅について、改良等によりバリアフリー化を図る。 ・バリアフリー化を図った住宅の割合を4割とする。 ・民間供給支援型賃貸住宅制度によって整備された住宅についるよもバリアフリー化されるよう、 性整備。 ・機構が整備する公共性が高い建築物についてもバリアフリー化 | ・中期目標の達成に向け、着実に 取り組む。 ・同左 ・同左 | | | |

| の推進に努める。 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (4)住宅性能表示の実施 ・建設する賃貸住宅について、住 宅性能表示を 100 %実施、募集 パンフレット等を用いて情報提 供。 | | | 新規に供給する機構賃貸住宅においては100%をバリアフリー化しているほか、既存賃貸住宅においてもバリアフリー化を進め、機構賃貸住宅ストック全体でのバリアフリー化率は、平成17年度 | 室やトイレについて介護のしやす さについても配慮したものとする ことを引き続き検討するとともに |
| (5) 調査研究の実施、技術力の維持向上 ・事業の的確な実施及び先駆的事業分野への展開に資するため、 都市再生等に係わるアウトカム 指標等の事項について、調査研究や技術開発及び試験等を行う | | 3 | 末の35%から平成18年度末は37%となり、評価できる。 調査研究や技術力の向上については、 民間等との共同研究の実施や研究報告会を実施しており、評価できる。 | 況に応じた仕様に対応できるよう にするなど、先進的な取り組みに |
| ・必要に応じ民間等との共同研究 を活用するほか、蓄積した研究 成果等を社会へ還元するため、 研究報告会開催等の情報提供を 積極的に行う。 | | | | |
| (情報提供) ・研究報告会開催(1回/年) ・研究所の一般公開(3日程度/ 週)及び特別公開(1回/年) | ・調査研究期報の発行(2回/年) | | | |
| |) 収支計画及び資金計画 1 繰越欠損金の削減 ・繰越欠損金の解消に向け、経営 改善計画を策定し、繰越欠損金 | | | |
| ・採算性に問題のあるプロジェク | 2 財務体質の強化・採算性に問題の生じたプロジェクトについては、事業の見直し | | | |

行った上で、用地の処分も含めし てできる限り速やかに完了。

- ・投下資金の回収を促進し、自己・同左 財源の確保を図るとともに、新 規投資の重点化を図ることによ り、キャッシュフローの確保を 図る。
- ・保有資産の売却を進め、資産を 圧縮。
- ・事業執行管理の徹底に一層努め 、その事業の特性を踏まえた資 金調達条件の見直しを図るとと もに、金利負担を低減するため の方策の検討を行い、保有コス トの適正化を図る。
- ・資金調達方法の多様化を図るた めの方策の検討等を行い、可能 なものから実施。
- ・「管理会計」手法を導入。
- 3 宅地造成等経過勘定に係る財政 融資資金の償還
- ・宅地譲渡等や民間借入等により 得られる資金を財源として、現 中期目標期間中の早期に完了。
- 4 宅地造成等経過勘定に係る政府 3 宅地造成等経過勘定に係る政府 保証の付与
- ・政府保証を付した調達は、平成一・政府補償を付した調達について 24 年度末までに償還を終え、 残高 1.1 氷円程度を限度とする

5 予算

・別表1のとおり

を実施し、可能なものから用地 の処分を行う。

- ・保有資産の売却に係る検討を行 い、可能なものから実施。
- ・事業執行管理の徹底に一層努め 、その事業の特性を踏まえた資 金調達条件の見直しを図るとと もに、金利負担を低減するため の方策の検討を行う。宅地造成 等経過勘定については、債務の 計画的償還に向けて、借入金の 借換リスク低減の方策の検討を 行う。
- ・同左
- ・同左

保証の付与

は、中期計画を踏まえ、適切に 実施する。

4 予算

・別表1のとおり

機構発足時約7.300億円あった繰 財務体質の強化は今後の経営の 越欠損金の解消は、法人経営上極めて重|安定化のための基本となる事柄で 要な課題であり、そのため、経営改善計┃あることから、引き続き繰越欠損 画を策定し、着実に実行している。

平成18年度決算において純利益95 金調達手法の多様化、減損会計導 5億円を計上することにより、今中期目 入による適正な資産評価等に取り 標期間中の繰越欠損金削減予定額1.9 組むべきである。 00億円を大きく上回る2,333億円 を平成16年度からの3年間で削減する|市況の良い時に売却し、欠損金の こととなり、十分に評価できる。

社宅用地等の保有資産について売却を 進めるほか、保養所・分室等についても 将来的に一部を廃止の方向で検討してい

また、短期借入金の積極的な活用や、 都市再生勘定から宅地造成等経過勘定へ の資金の融通等、効率的な資金繰りによ り金利負担の軽減を図っている。

さらに、財投機関債については、格付 投資情報センター及び日本格付研究所の 格付けはAAを維持し、ムーディーズで はA2から最上格のAaaに5段階引き 上げられたことを鑑みても、優れた実施 状況にあると認められ、評価できる。

※宅地造成等経過勘定に係る財政融資資 金の償還については、平成17年度中に 全額実施したため、平成17年度で中期 目標達成とし、評価を行わない。

金の解消、有利子負債の削減、資

また、ニュータウン用地などを 前倒しでの削減に一層努めるべき

| 6 収支計画 ・別表2のとおり | 5 収支計画 ・別表2のとおり | | |
|---|--|------|--|
| 7 資金計画 ・別表3のとおり | 6 資金計画 ・別表3のとおり | | |
| Ⅳ短期借入金の限度額・限度額:4,600 億円・想定される理由・予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応。・機動的に運用することにより、金利低減を図る。 | IV短期借入金の限度額 ・同左 ・同左 | | |
| | V重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その 計画 ・同左 | | |
| Ⅵ剰余金の使途 ・剰余金は予定していない。 | VI剰余金の使途 ・同左 | | |
| WI その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画・なし | Ⅲその他主務省令で定める業務運営に関する事項 1施設及び設備に関する計画・なし | | |
| 2 人事に関する計画 (1)方針 ・人事制度を、目標管理や評価基 準の明確化などにより補強し、 個々の職員の勤務成績及び法人 の業務実績を給与・特別手当に 反映。 | 2 人事に関する計画 (1)方針 ・人事評価の適切な実施に努める 。 | | |
| ・効率的な職場内研修(OJT)や 職場外研修の計画的な実施と併せて、多様な業務を経験させる ことにより、専門的技術力及び ノウハウの習得・承継を図ると ともに、機構職員に必要な事業 | ・都市機構の理念に即した人材の計画的な育成に努める。 | | |

| リスク管理等の知識、能力の養成に努める。・自己啓発援助の充実等によりのの意具の総合的な知識のに力をといる。・一次の計画的削減に取りといる。・一次の計画的削減に取りといる。・一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次 | ・自己啓発援助としての公的資格 等取得促進については、通信教 育講座の受講費援助に加え、資 格取得向けセミナーを実施。 ・同左 | 3 | 人事評価制度の適切な運用を図るため、管理職に対して研修を実施しており、評価できる。 常勤職員数を削減し、平成18年度下の目標に対し、実際の職員数を4,150目標に対し、実際の職員数を4,150人とし、着実に目標を達成しては、る。 総員の給与構造改革を踏まえ、、 領員 | 会の動きを見て、将来の機構の存在意義を明確にし、行うべき業務内容を踏まえて人員配置等を考え |
|---|---|---|---|---|
| (2)人員に関する指標 ・常勤職員数 4,690 人を 4,000 人 に計画的に削減。 ・ニュータウン部門において平成 13 年度の常勤職員数 1,500 人 と比較して次期中期目標期間の 最終年度期末までの間に概ね 4 分の1とする。 | | | 給与についても平成 19年4月から、職員給与についても平成 19年4月から機構における給与構造の改革を実施しており、評価できる。 | |
| (3)総人件費改革の取組 ・「行政改革の重要方針」を踏ま え、総人件費改革に取り組み、 常勤職員数を 4,000 人とする削 減目標を達成する。 | ・「行政改革の重要方針」に基づく総人件費改革に取り組む。このため平成 18 年度から 5 年間で人員について 5 %以上の削減を行うこととし、平成 18 年度期末の常勤職員数 4,250 人以下とする。 | | | |
| ・国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与についての 必要な見直し。 | | | | |
| 3 子会社・関連会社等の整理合理 化 ・58 社を 30 社程度に整理。 | 3 子会社・関連会社等の整理合理 化 ・出資目的を達成した会社の株式 売却や経営合理化の観点からの 統合等に引き続き務める。 | 3 | 平成18年度当初において既に中期計画の目標値であった30社までの削減を達成していたが、更なる整理合理化を進め、平成18年度末までに28社まで削減しており、評価できる。 | されたものについては、株式売却 等に努めるよう、出資者である地 |

| | | | また、機構業務の代行・補完を 行う子会社・関連会社について、 その業務内容が適切であるかどう か随時見直すべきである。 |
|------------------|--|----------|--|
| 4 中期目標期間を超える債務負担 | 4 中期目標期間を超える債務負担 ・市街地再開発事業において予定 。 | <u>—</u> | |

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点:中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 3点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成18年度業務実績評価調書:都市再生機構

総合的な評定

業務運営評価(実施状況全体)

| 極めて順調 | 順調 | 概ね順調 | 要努力 | 評定理由 |
|-------|----|------|-----|-------------|
| | | | | 各項目の合計点数=89 |
| | 0 | | | 項目数27X3=81 |
| | | | | 下記公式=110% |

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に〇を記入する。
- 〇(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
- 〇(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
- 〇(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
- 〇(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更 すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

(法人の業務の実績)

都市再生機構の今回の評価項目については、大きく3つに区分できる。一つめは財務体質の改善、都市再生に係る業務への経営資源の重点化、ニュータウン用地の処分、事業収束を踏まえた事業本部の廃止など機構が過去に負ってきた負の遺産ともいうべきものへの取り組み、二つめは、事業リスクの管理、事業評価の実施、情報公開など新しい体制作りのための取り組み、三つめは、地方都市のまちづくり、環境問題への対応、密集市街地の防災対策、バリアフリー化など、これからの新しい社会ニーズに対応していくための取り組みである。

都市再生機構の現段階の評価は、過去に負ってきた負の遺産の整理については一定の 進捗をみており、評価点数が高いものが多くなっているが、これからの新しい社会ニー ズに対応する項目については、目標自体は概ね達成しているものの、都市再生機構に対 する我々の期待からすれば更なる取り組みが必要であり、道半ばと言わざるを得ない。

都市再生機構の役割は、常に社会のニーズを敏感に捉えて、都市再生、地域再生につなげていくことであると考える。第一期の中期計画は、そのために機構が過去に負ってきた負の遺産ともいうべきものを整理し、新たな体制を組んで、これからの新しい社会ニーズに対応していくための第一段階の計画であると考える。

法人の業務運営評価としては、年度計画の目標については概ね達成していることから「順調」としたが、これに満足することなく、負の遺産の整理を一層確実なものにするとともに、これからの新しい社会ニーズに対応するための更なる取り組みを期待する。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

都市再生機構を含めた全ての独立行政法人については、事務・事業についてゼロベースで見直し、本年末を目途に整理合理化計画を策定することとされており、今後、見直しの議論のなかで、独立行政法人としての存在意義が問われることとなる。

都市再生機構においては、前項で指摘したような新しい社会ニーズ、特に、住宅セーフティネット法の成立、地球環境問題への認識の高まり、人口減少に伴う郊外市街地の

縮減などの動向を見据えたうえで、見直しの検討を進めて頂きたい。

具体的には、例えば賃貸住宅事業については、6月に閣議決定された規制改革3か年計画において、規模の適正化に向けた今後の削減目標について明らかにすることとされているが、単に削減目標を設定し、目標達成のために必要な事業を実施すればそれで良いというものではない。国民共有の貴重な財産である機構賃貸住宅について、その役割を認識し、子育て世帯、高齢者世帯等に向けた供給の重点化、居住者の居住の安定を前提とした事業の実施、団地の規模の適正化等に伴い生ずる敷地への医療・介護・子育て支援施設の誘致などに関する利活用を検討することが必要であるということである。

平成19年度の業務実績評価に当たっては、従来の中期計画や年度計画の達成状況に係る業務実績はもちろん、独立行政法人改革に向けた取り組み状況や、中長期的な視点に立った業務のあり方の検討状況等についても検証する方針である。都市再生機構においては、国民の新しい社会ニーズに応えられるよう、しっかりと取り組んで頂きたい。

(その他推奨事例等)

- 1. 直接お客様と接する機会の多い部署の管理職等を対象に、先進的な取組みを実施している民間企業の幹部を招いて講演会を開催するなど、CS(お客様満足度)向上の取組みを行った。
- 2. 耐震震度 0.5 未満の分譲マンション 11 件のうち 10 件について、地方公共団体及び国からの要請を受け、国の示した再建スキームに基づく再建検討案のシミュレーション検討作業を支援するなど、危険分譲マンション問題に対する取組みを行った。
- 3. 仕事のやり方を新しい発想で常に見直し、創意工夫を重ねる土壌を定着化させるとの認識から、社内活性化推進プロジェクトを発足。具体的には、経営企画部内に事務局を設置したほか、社内イントラネットに職員からの提案等の受付窓口として専用コーナーを設置した。
- 4. 機構賃貸住宅の耐震診断及び耐震改修、機構分譲住宅の耐震安全性の確認を実施し、耐震安全性確保の取組みに努めた。機構賃貸住宅について対象約 13,000 棟のうち約 98 %で診断を完了し、ピロティ部分について優先的に改修が必要な住棟約 100 棟のうち約 20 棟について改修を進めた。